



別紙「議案の要領及び提案の理由」

※提案株主より提出された書面の該当部分を原文のまま掲載しています。

1. 株主提案に係る議題 「監査役1名解任の件」

【議案の要領】

監査役赤羽敏男氏を解任する。

【提案の理由】

当社が2021年6月に開示した「内部通報に基づく社内調査の実施、再発防止に向けた取り組み、および処遇について」とする書面は、監査役会調査が前提となった。同調査は常勤監査役である赤羽敏男氏が直接関わったとされるが、松澤幹夫前社長による「不明瞭な交際費支出」の調査に関連しては、松澤氏退任までの3年間の交際費を調べるとのとどまり、骨抜きとなった。

「不明瞭な交際費支出」の具体的内容は全く開示されていない。松澤氏による「不明瞭な交際費支出」は常態化していたと考えるのが合理的であるが、同調査は過去にさかのぼって調べることを怠った。

当社は、上記書面にある「利益相反の疑いのある取引」に関与した前取締役の個人事務所に対して、現在も経営指導料を支払っている。現監査役4名のうち、赤羽氏だけが、上記の監査役会による調査に直接関わり、また、「利益相反の疑いのある取引」に関与した前取締役と当社の取引の詳細を知る立場にある。

2. 株主提案に係る議題 「定款一部変更（政策保有株式の売却）の件」

【議案の要領】

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>第8章 政策保有株式の売却</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(政策保有株式の売却)</u></p> <p><u>第41条 当社は、2023年3月31日までに、政策保有株式の全てを処分するものとする。</u></p>



【提案の理由】

当社が2021年6月30日に提出した第95期（2020年4月1日～2021年3月31日）有価証券報告書によれば、当社は、2021年3月31日現在の貸借対照表計上額で51億4200万円となる20銘柄の政策保有株式を保有しており、その価値は4月8日時点の時価総額の約19%を占める。リターン割にはボラティリティの高い非コア資産である政策保有株式は、当社の膨張した現預金と並んで、当社の長期にわたる株主資本利益率（ROE）低迷と株価資産倍率（PBR）1倍割れの原因であり、当社の資本コストをも膨らませる。

そこで、当社の政策保有株式の縮減を速やかに実施させるべく、一定の期限までに政策保有株式の全てを処分することを当社に義務付ける旨の定款規定を設けることを提案するものである。

3. 株主提案に係る議題 「自己株式の取得の件」

【議案の要領】

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数121万5900株、取得価格の総額28億4884万円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

【提案の理由】

当社は、2022年2月に自己株式取得を公表したが、自己資本比率が80%超と過剰資本にある財務内容を反映しない、極めて不十分な規模である。当社は、現預金及び政策保有株式など本業に資しない流動性の高い資産の合計が200億円超と同4月8日時点の時価総額の約8割に達する。当社は今後、100億円規模の有利子負債を活用する方針で、自己株式取得の原資は豊富にある。

当社は、松澤前社長による「会社の私物化」に目をつむってきた。事業に与える効果が非常に限定的である同氏司会のラジオ番組制作に1億5000万円前後を費やし、「利益相反の疑いのある取引」に関与した前取締役の個人事務所に経営指導料を支払っている。報道によると、同前取締役が幹部を務める投資会社との共同投資も検討している。一方で、当社の株価はPBR1倍割れが恒常化した。

提案総額は時価総額の10.4%と機関投資家の多くが使用するブルームバーグ情報端末が示す株主資本コスト（4月8日時点）に合致する。

以 上